配当公告

富山市押上八〇七番地
破産者　北陸運輸株式会社

右の者に対する富山地方裁判所平成二十七年（フ）第七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二二、四四九、一二七円

一、配当することのできる金額
金一二、五五六、〇一七円

平成二十八年四月二十日
富山市西田地方町一丁目六番八号
破産管財人　島谷　武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道天塩郡天塩町山手通四丁目三七番地、最後の住所北海道天塩郡天塩町山手通六丁目一四三二番地　被相続人　亡　境　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
事務所　札幌市中央区南一条西四丁目五番地一大手町ビル八階　弁護士法人カント
相続財産管理人　柴田　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神居二条五丁目一三五番地、最後の住所北海道旭川市神居一条九丁目四番一八―三〇六号サバーブいずみ三〇六号
被相続人　亡　小泉　周夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
北海道旭川市四条通七丁目左六号旭川トラストビル七階　北彩都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小門　史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道根室市湖南八番地、最後の住所岩手県北上市更木三四地割三二〇番地一八天の里
被相続人　亡　佐藤　伊代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
岩手県北上市本石町二丁目一番三七号伊藤治ビル二階　菊池隆司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　菊池　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市宮内字小楯四八番地、最後の住所山形県酒田市栖橋字大柳三番地の一
被相続人　亡　本間　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
山形県酒田市みずほ二丁目二〇番地六山銀みずほビル三階E　おがた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾形　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市豊浦六二番地、最後の住所栃木県那須塩原市埼玉二〇一番地二グレートシティ那須四〇四号
被相続人　亡　眞島　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
栃木県那須塩原市新朝日二番二号
相続財産管理人　司法書士　赤澤　隆通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市井草町二三九三番地、最後の住所栃木県足利市井草町二三九〇番地
被相続人　亡　篠崎　米

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
栃木県足利市助戸三丁目四番地一三奥澤利夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥澤　利夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市美しが丘三丁目二八番地一三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙橋　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
栃木県小山市神山二丁目一一番二五号
相続財産管理人　弁護士　三宅　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市下佐鳥町三四二番地、最後の住所群馬県前橋市下佐鳥町三四二番地
被相続人　亡　高橋　久人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
群馬県高崎市田町一四五番地　池上会計事務所
相続財産管理人　税理士　池上　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市本町一丁目二一番、最後の住所埼玉県川口市青木四丁目二五番二〇―四〇二号アンビシャス川口青木
被相続人　亡　宮下　昌也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一東和ビル四階　埼玉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梶山　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住四丁目二〇番、最後の住所東京都小平市学園東町三〇番地
被相続人　亡　大原　章子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区一番町九番地一〇、最後の住所東京都文京区大塚六丁目一二番二―七〇一号
被相続人　亡　村松みさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区東和二丁目一一九番地、最後の住所東京都足立区東和二丁目三番九号
被相続人　亡　小嶋　武次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市大字田隈六三二番地、最後の住所福岡県大牟田市大字田隈五八九番地一
被相続人　亡　松山　稔之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日
横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館五階
相続財産管理人　弁護士　吉田　正穂